

資料編

資料1 徳島県の環境の現況

1. 県勢の概要

(1) 地理

本県は四国の東部に位置し、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接しています。

県土の面積は4,145.10km²で、全国面積(約37万km²)の約1.1%に相当します(平成12年10月1日現在、国土地理院「平成13年全国都道府県市区町村面積調」)。

(2) 人口

本県の人口は817,937人(平成15年10月1日現在、県統計調査課「人口移動調査」調べ)となっており、長期的な減少傾向が続いています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人員が減少するなど、単独世帯、核家族化が進んでいます。

(3) 産業

① 産業別就業者数

平成12年の15歳以上就業者数は390,509人となっています。産業別構成比では、第1次産業10.3%(全国14位)、第2次産業28.9%(同29位)、第3次産業59.4%(同30位)となっています。産業別就業者の割合では、第3次産業の割合が増加しているのに対し、第1次産業の割合が急速に減少しています。

② 農林水産業

平成12年の農家数は4万2,094戸、農家人口は17万3,361人で、長期的に減少傾向が続いているとともに、農業就業人口の6割強を60歳以上が占めるなど高齢化が進んでいます。また、林家数(保有山林面積1ha以上)は1万6,685戸で、農家数と同様に減少傾向にあります。

平成13年における海面漁業経営体数は2,355戸、漁業就業者数は3,520人で、昭和53年以降減少が続いているとともに、農業と同様に高齢化が進んでいます(平成13年、中国四国農政局徳島統計情報事務所資料)。

③ 工業

平成13年の製造品出荷額は1兆4,519億円であり、平成9年以降減少傾向にあります。また、事業所数は2,129所、従業者数は55,038人で、長期的な減少傾向にあります。

④ 商業

平成14年の商店数は13,466店であり、長期的に減少傾向にあります。従業者数、年間販売額は増加傾向にありましたが、平成14年は従業者数72,347人、年間販売額は1兆8,218億円と、平成11年に比べ減少に転じています。

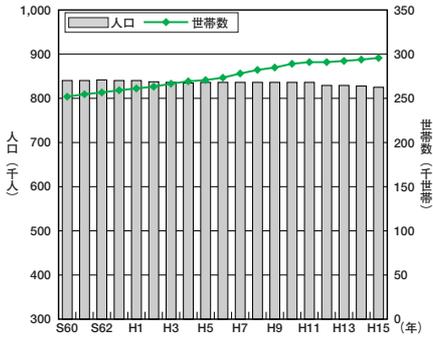


図1 人口及び世帯数の推移
出典：徳島県統計書

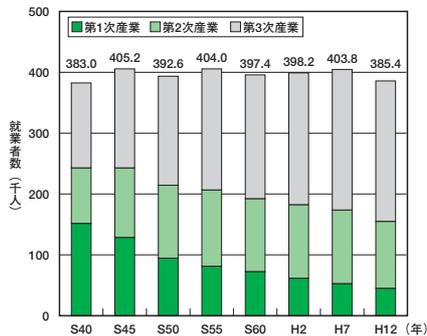


図2 産業別就業者数の推移
出典：総務省「国勢調査」

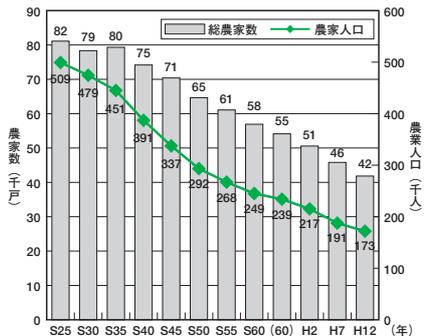


図3 農家数及び農家人口の推移
出典：徳島県の農林業 (2000)

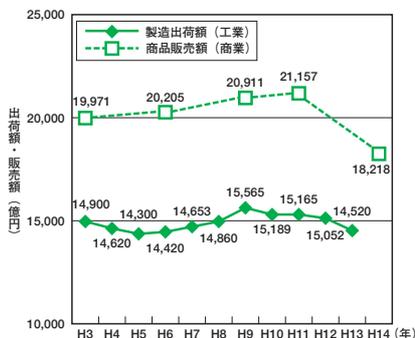


図4 工業の製造品出荷額、商業の商品販売額の推移
出典：徳島県の工業、徳島県の商業

(4) 運輸・交通

①自動車保有台数

平成13年度末の県内の自動車保有台数は597,435台で、このうち乗用車が392,505台(65.7%)と多くを占めています。自動車保有台数は年々増加傾向にあり特に乗用車の増加が顕著になっています。

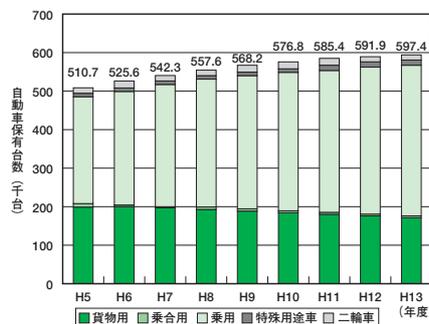


図5 自動車保有台数の推移
出典：徳島県統計書

②公共交通機関の利用状況

平成13年度のJR四国の県内駅における乗降客数は8,025千人となっており、乗客、降客ともに減少傾向が続いています。

定期自動車については、高速路線バスの便数等の拡大により、走行キロ数は近年は増加傾向にありますが、輸送人員は減少傾向が続いており、平成13年度は13.9百万人となっています。

航空の乗降客数は、平成13年度で985,104人となっています。平成9年度までは増加傾向にありましたが、平成10年の明石海峡大橋の開通に伴い大阪便が廃止されるなど、平成9年度の1,190,865人をピークに減少傾向に転じ、近年は99万人前後で推移しています。

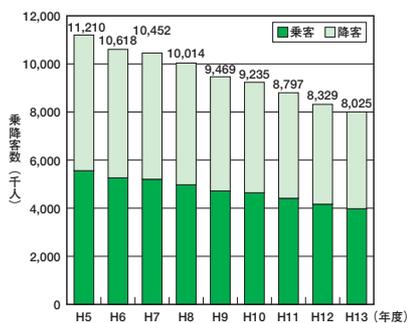


図6 JR四国の県内駅乗降客数の推移
出典：徳島県統計書

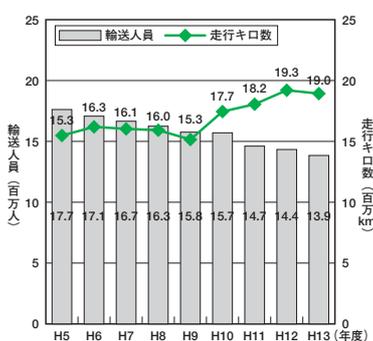


図7 定期自動車輸送人員・走行キロ数の推移
出典：徳島県統計書

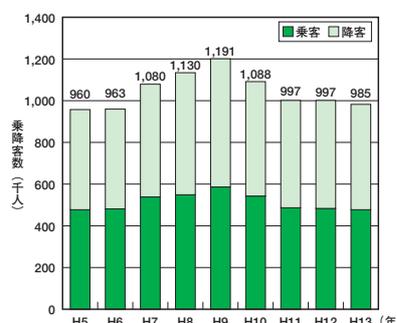


図8 航空乗降客数の推移
出典：徳島県統計書



県道徳島鴨島線

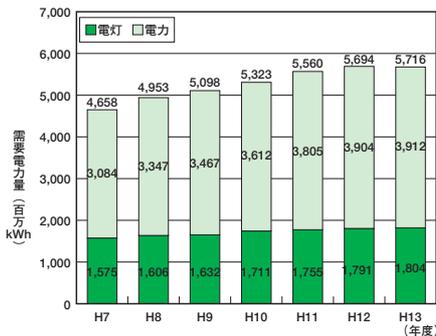


図9 電力需要量の推移
出典：徳島県統計書

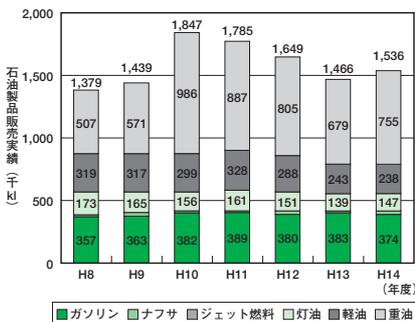


図10 石油製品販売実績の推移
出典：経済産業省「エネルギー生産・需給統計年報」

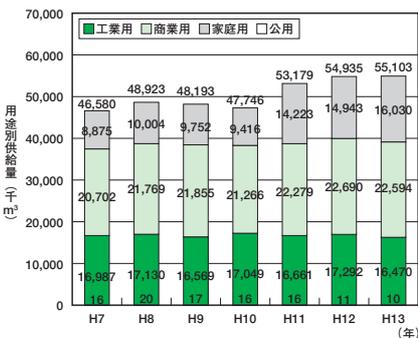


図11 都市ガス供給量の推移
出典：徳島県統計書

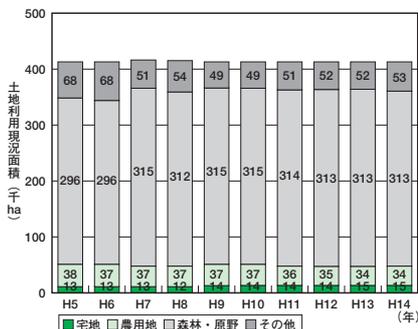


図12 土地利用現況面積の推移
出典：徳島県「土地利用現況把握調査結果」

(5) 資源・エネルギー

①電力

県内の電力需要量は年々増加傾向にあり、平成13年度の電力需要量は5,716,377千kWhで、このうち電灯が31.6%、電力68.4%を占めています。

②石油製品

平成14年度の石油製品販売実績量は1,536千klで、平成10年以降の減少傾向から増加に転じています。内訳をみると、重油755千kl(49.1%)が最も多く、ガソリン374千kl(24.4%)、軽油238千kl(15.5%)、灯油147千kl(9.6%)となっています。

③ガス

平成13年の都市ガス供給量は55,103千m³で、その内訳は家庭用22,594千m³(41.0%)、商業用16,469千m³(29.9%)、公用(医療用を含む)16,029千m³(29.1%)となっています。近年の推移をみると、工業用、商業用はほぼ一定ですが、家庭用及び公用が増加傾向にあります。

④水資源

平成13年度における上水道供給量(有効水量のうちの有収水量)は96,717千m³で、内訳では一般が72,746千m³(75.2%)、営業用が16,095千m³(16.6%)、工業用が1,750千m³(1.8%)、官公署が5,033千m³(5.2%)となっています。

総給水量は112,054千m³であり、有効水量のうちの有収水量とともに微増の傾向にあります。

表1 上水道給水量の推移

(単位：千m³)

年度	給水量	有効水量のうちの有収水量						
		一般	営業用	工場用	官公庁・学校	その他	公共栓	
H7	109,428	88,019	68,799	11,605	1,772	4,750	1,052	41
H8	109,726	92,433	72,455	12,366	1,782	4,695	1,093	42
H9	110,521	93,723	73,302	12,774	1,745	4,789	1,048	65
H10	111,707	96,163	74,642	13,513	1,740	5,130	1,087	51
H11	112,197	96,354	74,860	13,611	1,700	5,043	1,087	53
H12	112,042	96,665	77,686	11,091	1,695	4,817	1,340	36
H13	112,054	96,717	72,746	16,095	1,750	5,033	1,055	38

出典：徳島県統計書

(6) 土地利用

本県は山地が多く、県土の約75%を森林が占めており、可住地面積は約24%となっています。主な土地利用の状況を見ると、宅地が14.7千ha(3.5%)、農用地が33.7千ha(8.1%)、森林・原野が313.3千ha(75.6%)となっています(平成14年10月1日現在)。

近年は、農用地と森林・原野が減少する一方で、宅地が増加する傾向にあります。

2. 自然環境

(1) 気候・気象

本県の気候は、地形の影響を受け太平洋側気候(温暖湿潤)、瀬戸内気候(温暖乾燥)、日本海側気候(山岳気候(冷涼湿潤))の3つに大きく区分されます。

県内の年平均気温の分布は、海岸部で16℃、中西部の山間部で12℃、剣山(標高1,954.7m)で4℃となっています。

年降水量は、太平洋に面する県南部の穴喰で3,175mm/年と多く、剣山山系の南側で多雨、北側で少雨の傾向にあります。

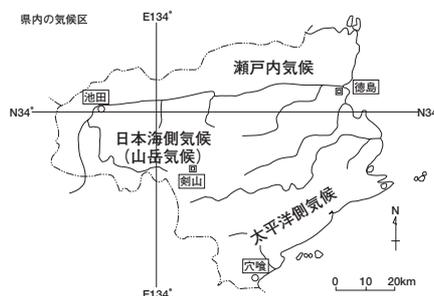


図13 県内の気候区

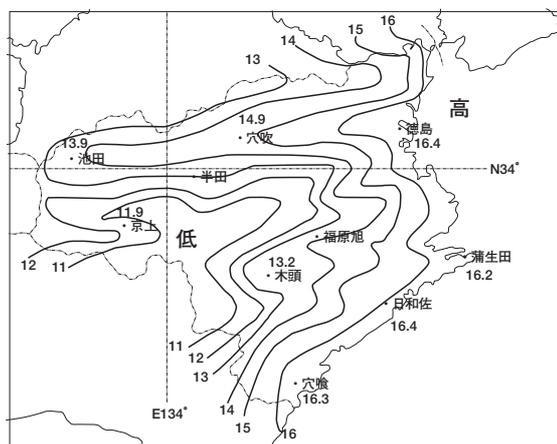


図14 徳島県の年平均気温分布図(1971~2000年)
出典：徳島地方気象台資料

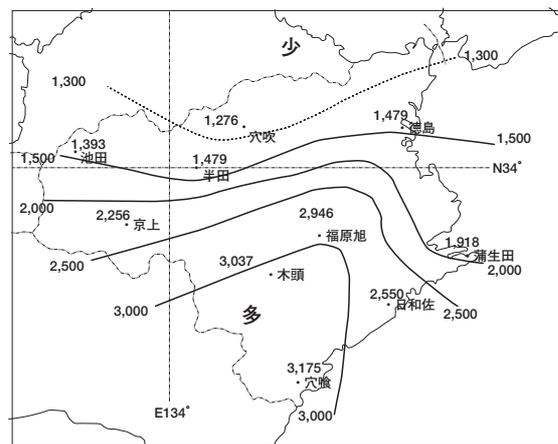


図15 徳島県の年平均降水量分布図(1971~2000年)
出典：徳島地方気象台資料

(2) 地形・地質

本県の山地は讃岐山脈、四国山地、海部山地の3つに大別され、四国山地は剣山(1,954.7m)や三嶺(1,893.4m)など標高1,000m以上の本県で最も高い地域を含む山地です。低地は、吉野川、勝浦川、那賀川の下流など県の北東部に広がっており、県南部では海部川河口付近に小規模に見られる程度です。

また、本県の河川は、四国山地北側の吉野川水系と南側的那賀川水系、勝浦川など、四国山地から東流し紀伊水道に注ぐ河川が代表的です。

本県の地質構造は、中央構造線や仏像構造線などの構造線のため東西に帯状に分布しており、北から、領家帯(和泉層群)、三波川帯、御荷鉾緑色岩類、秩父累帯、四万十帯の順に並んでいます。また、吉野川や那賀川などの河川流域で洪積層、吉野川下流の徳島平野から那賀川河口域で沖積層が見られます。活断層については、中央構造線断層系と鮎喰川断層系の2種類が知られています。

(3) 土壌

土壌は、元の岩石の種類や気候条件、地形等によって化学的性質、保水性、肥沃度などの性質が異なり、特に農業的な土地利用に大きな影響を与えます。

本県では黒ボク土、褐色森林土、ポドゾル土、赤黄色土、褐色低地土、灰色低地土などが分布しています。



図16 徳島県の地形区分
出典：徳島県環境白書

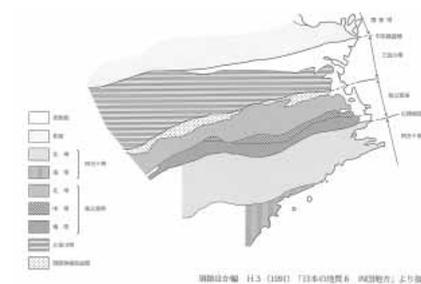


図17 徳島県の地質区分
出典：徳島県環境白書

表2 海岸の状況

(【単位】 上段：km、下段：%)

	海岸線 延長	自然 海岸	半自然 海岸	人工 海岸	河口
第4回調査 (1994年)	347.1	177.2	37.9	125.2	6.8
	100.0	51.0	10.9	36.1	2.0
第3回調査 (1984年)	347.6	177.7	38.4	124.7	6.8
	100.0	51.1	11.0	35.9	2.0

出典：環境省「自然環境保全基礎調査」

表3 干潟の状況

海域名	現存干潟		消滅干潟	
	調査区数	面積(ha)	調査区数	面積(ha)
播磨灘南	0	0	0	0
紀伊水道西	10	118	6	70
徳島	1	6	0	0
合計	11	124	6	70

出典：環境省「第4回自然環境保全基礎調査(1994)」

表4 藻場の状況

海域名	現存藻場		消滅藻場	
	調査区数	面積(ha)	調査区数	面積(ha)
播磨灘南	9	45	4	9
紀伊水道西	75	476	10	78
徳島	112	900	5	21
合計	196	1,421	19	108

出典：環境省「第4回自然環境保全基礎調査(1994)」

表5 造礁サンゴの分布状況

海域名	地区名	現存域		消滅域	
		調査区数	面積(ha)	調査区数	面積(ha)
徳島	大島周辺地区	5	3.8	0	0
	竹ヶ島周辺地区	4	3.3	0	0
合計		9	7.1	0	0

出典：環境省「第4回自然環境保全基礎調査(1994)」



千羽海崖 (日和佐町)

(4) 海洋

① 海岸地形・海底地形・海況

本県の海岸は、自然海岸が約5割、人工海岸が約4割、半自然海岸が約1割となっており、その構成に大きな変化はありませんが、人工海岸は増加の傾向が見られます。

海底地形は、播磨灘海域及び紀伊水道海域は比較的水深が浅く泥質であり、蒲生田岬以南の太平洋海域は水深が深く、浅い海域は岩石や砂礫、深い海域は砂質又は泥質となっています。

本県の沿岸域の海流は黒潮分岐流などの4水帯に大別され、黒潮流軸が室戸岬及び潮岬に離接岸する状態によって太平洋沿岸海域及び紀伊水道海域の海況が変化します。

② 干潟・藻場・造礁サンゴ

本県の干潟は、平成元年に11ヶ所、124haが確認され、その大半が河口付近に分布しています。干潟には多様な鳥類が飛来しており、吉野川などの河口干潟は日本有数のシギ、チドリ類の渡来場所となっています。

本県の海域に現存する1ha以上の藻場は、平成元年に196ヶ所、1,421haが確認されていますが、沿岸域の埋立による改変のほか、一部の海域では磯焼け現象により、藻場の消滅・衰退が進んでいます。

本県の造礁サンゴは、平成元年に徳島海域の牟岐町大島周辺、穴喰町竹ヶ島周辺で7.1haが確認されています。分布域は室戸・阿南国定公園の区域内で、一部は阿波竹ヶ島海中公園地区及び阿波大島海中公園地区に指定されています。

(5) 生物多様性

① 動植物

本県の自然植生は、県土面積の3.7%を占めており、海拔1,000m付近まではヤブツバキクラスなどの照葉樹林、1,000m以上はブナ林等の夏緑広葉樹林、1,700m付近以上ではシラビソ林等の常緑針葉樹林が分布しています。

また、動植物の種は、哺乳類51種、鳥類336種、爬虫類18種、両生類17種、魚類233種が確認されているほか、維管束植物については2,257種以上が確認されています。ただし、分布状況などは十分に把握されていないものもあります。

② 絶滅危惧種等

徳島県版レッドデータブックには、検討対象となった9,439種のうち、1,167種(12.4%)が掲載されています。このうち、「絶滅」には動物2種、維管束植物30種の計32種が、「絶滅危惧種」には動物168種、維管束植物689種の計857種が選定されており、検討対象となった種の1割近くが絶滅もしくは絶滅の危機に瀕している状況にあります。

(6) 自然的資源等

① 自然環境保全地域・自然公園

本県には、すぐれた自然環境の保全のため、高丸山と野鹿池山の2地域39haが自然環境保全地域に指定されています。また、すぐれた自然景観を保護し、その自然とのふれあいの場としての適正利用を促進するため、瀬戸内海国立公園、剣山、室戸阿南海岸の2つの国定公園、6つの県立自然公園、計9箇所38,262haが指定されています。

表6 徳島県版レッドデータブック掲載種数一覧

	絶滅	絶滅危惧			準絶滅危惧	情報不足	地域個体群	留意	計	対象種	
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	小計							
脊椎動物	哺乳類		2	1	3	5		1	9	40	
	鳥類		16	24	40	32	2		74	328	
	爬虫類		1	3	4	4			8	17	
	両生類		1	4	5	1			6	17	
	淡水・汽水魚類	1	10	6	16	13	4	20	54	171	
	小計	1	30	38	68	55	6	1	20	151	573
無脊椎動物	昆虫類	1	34	13	47	33	3	2	8	94	※4,000
	その他の無脊椎動物		25	28	53	28	20	7	108	1,366	
	小計	1	59	41	100	61	23	2	15	202	5,366
動物計	2	89	79	168	116	29	3	35	353	5,939	
維管束植物	30	533	156	689	19	73	3		814	※3,500	
合計	32	622	235	857	135	102	6	35	1,167	9,439	

(注) 1 ※印は県版RDB掲載種選定時点における概数。
 2 カテゴリーの定義については次のとおり。
 ・「野生絶滅」は設けない。
 ・絶滅危惧ⅠA類と絶滅危惧ⅠB類を、絶滅危惧Ⅰ類とする。
 ・現時点では絶滅の危険性は低いが徳島県として留意すべき特性をもった種を評価する「留意」を独自に設定した。

②天然記念物

本県には84件(平成16年1月末現在)の天然記念物が国・県によって指定され保護されているほか、巨樹が984件、巨木林が19件(平成10年度)確認されています。

表7 天然記念物の指定一覧

(平成16年1月末現在)

天然記念物	国指定	県指定	計
	地質・鉱物	2	8
動物	7	3	10
植物	10	54	64
計	19	65	84
名勝・天然記念物	0	2	2

出典：徳島県環境白書

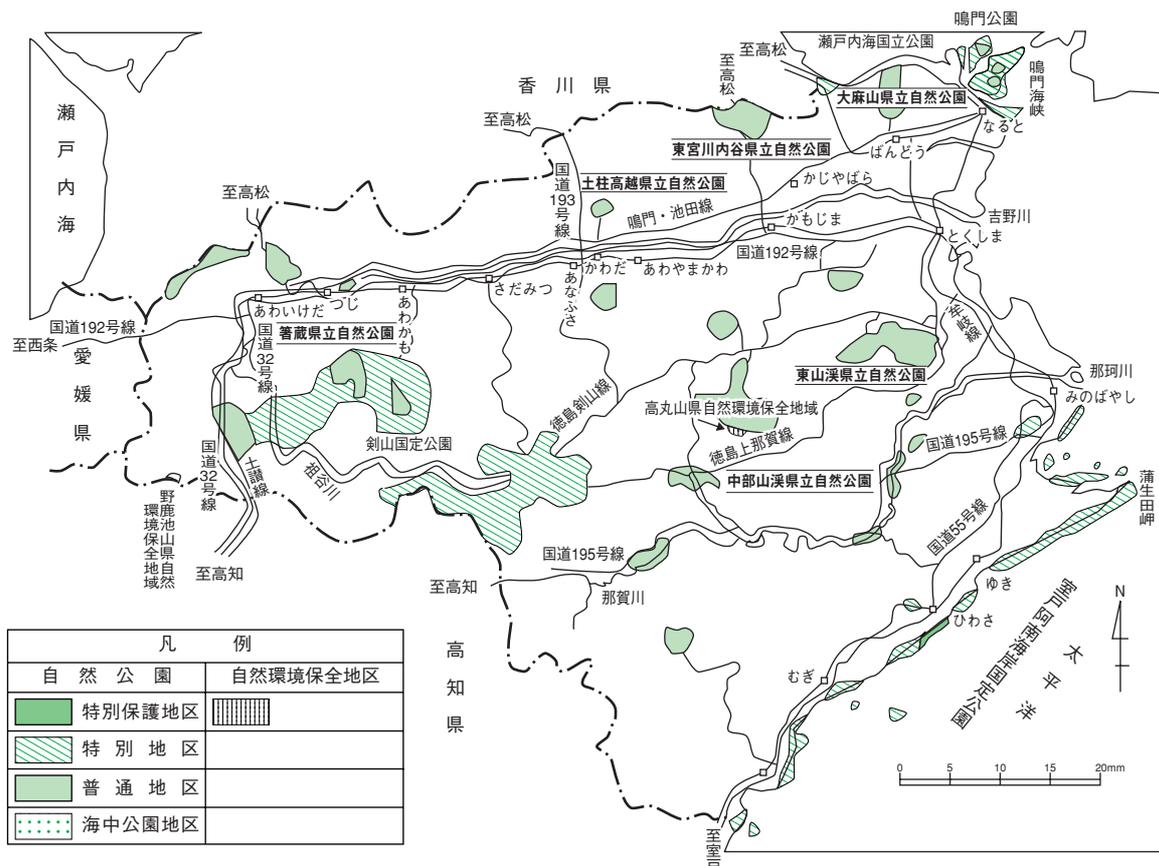


図18 公園区域

3. 生活空間・文化環境

(1) 身近な自然環境

① 森林

本県の森林は、約313,010haであり県土の約75%を占めています(平成15年度末)。このうち、民有林が約294,141ha、国有林が18,834haとなっており、民有林の割合が高くなっています。本県の森林は、スギを主とする人工林が約63%と多く、天然林は少ない状況にあります。

また、保安林指定面積は、本県でも年々増加しており、平成14年度は85,272haとなっています。

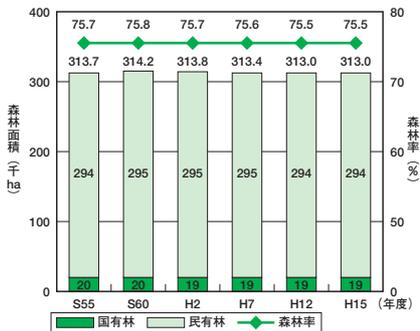


図19 森林面積及び森林率の推移
出典：徳島県「森林資源表」

② 農用地

本県の農用地面積は、平成14年度に約33.7千haとなっており、県土の約8%を占めています。ただし、面積は減少傾向にあるほか、農業従業者の高齢化や農業の担い手不足などのため、耕作放棄地も増加傾向にあります。

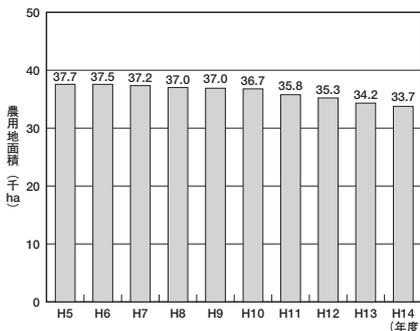


図20 農用地面積の推移
出典：徳島県「土地利用現況把握調査」

(2) 潤いのある生活空間

① 都市公園

本県の都市公園等(カントリーパークを含む)は、平成14年度末で236箇所、43,616m²が整備されています。都市計画区域内人口等1人あたり面積は7.1m²/人となっており、全国平均(8.4m²/人/平成13年度末)を下回っています。

② 風致地区

都市内の樹林地等の自然的要素に富んだ地域として、6地区、1,220ha(平成14年度末)が風致地区として指定されています。

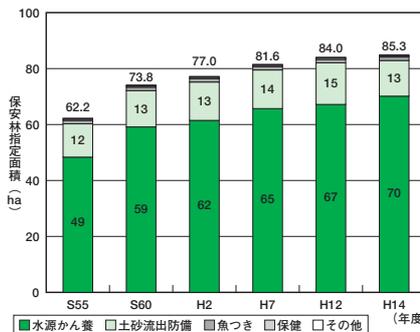


図21 保安林面積の推移
出典：徳島県「森林資源表」

(3) 歴史的・文化的環境

本県では、歴史的・文化的に貴重な建造物のほか、古墳や集落の遺跡、学術上貴重な動植物や優れた自然景観など数多くの文化財が指定されています。平成16年1月末現在では、国及び県指定をあわせて、有形文化財(建造物のみで美術工芸品を除く)が29件(国15件、県14件)、史跡、名勝、名勝天然記念物及び天然記念物が125件(国28件、県97件)、民俗文化財が25件(国9件、県16件)、伝統的建造物群保存地区が1件(国)などがそれぞれ指定されています。



図22 都市公園等面積の推移
出典：徳島県資料

4. 生活環境

(1) 大気環境

代表的な大気汚染物質である二酸化いおう、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質の大気中の濃度は、光化学オキシダントが長期的にはやや増加傾向にあるものの、おおむね横ばいか減少傾向で推移しています。

平成14年度の大気の汚染に係る環境基準の達成状況は、二酸化いおう、二酸化窒素については、一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局のすべてで環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質については、一般局24測定局中11局で環境基準を達成（達成率45.8%）していますが、自排局では未達成となっています。光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を超えている状況です。

また、有害大気汚染物質については平成14年度に県内4地点（一般環境3地点及び沿道1地点）のモニタリング結果では、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは全局で環境基準を達成していましたが、ベンゼンは2地点で環境基準を超えている状況となっています。

表8 大気の汚染に係る環境基準達成率の推移

(単位：%)

年度	一般大気測定局			自動車排出ガス測定局		
	二酸化いおう	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化いおう	二酸化窒素	浮遊粒子状物質
H1	100	100	100			
H2	100	100	56.3			
H3	100	100	81.0			
H4	100	100	95.5			
H5	100	100	100			
H6	100	100	90.9	100	100	0.0
H7	100	100	86.4	100	100	0.0
H8	100	100	91.0	100	100	0.0
H9	100	100	95.5	100	100	100
H10	100	100	95.5	100	100	0.0
H11	100	100	100	100	100	100
H12	56.5	100	95.7	0.0	100	100
H13	100	100	87.0	100	100	100
H14	100	100	45.8	100	100	0.0

出典：徳島県環境白書

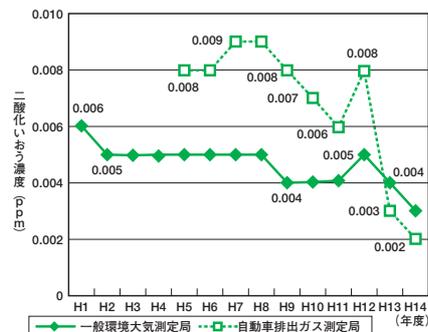


図23 二酸化いおう濃度の推移

出典：徳島県環境白書

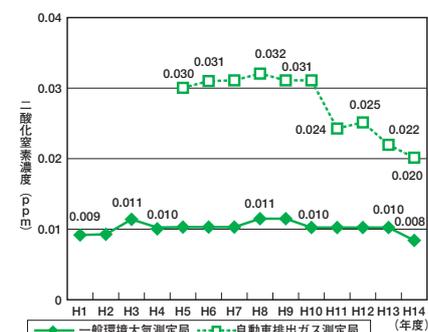


図24 二酸化窒素濃度の推移

出典：徳島県環境白書

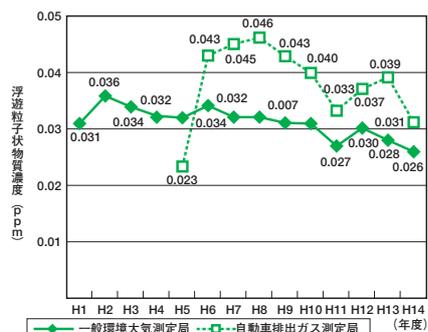


図25 浮遊粒子状物質濃度の推移

出典：徳島県環境白書

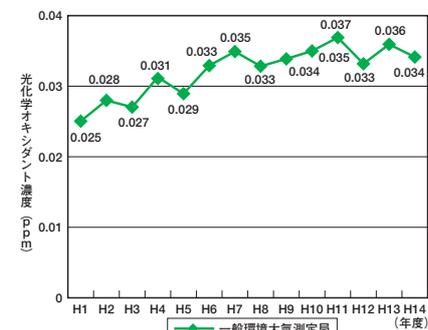


図26 光化学オキシダント濃度の推移

出典：徳島県環境白書

(2) 水環境

①公共用水域

本県では、公共用水域の水質を保全するため、主要な18河川(26水域)及び9海域(11水域)について環境基準の類型指定を行い、121地点で水質の監視測定を行っています。

水質に係る環境基準の達成状況は、河川、海域ともに近年は90%以上となっており、全国平均を上回っています。しかし、一部の小河川等では、未処理の生活排水や未規制事業場等の排水による水質汚濁がみられます。

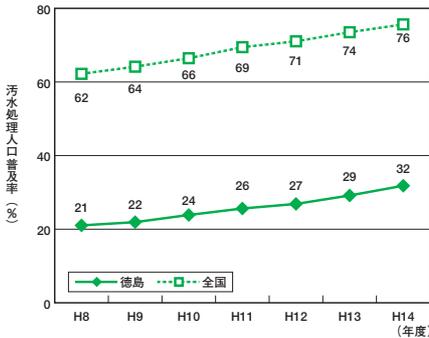


図27 汚水処理人口普及率の推移
出典：徳島県環境白書

表9 水質に係る環境基準の適合状況の推移

区分	年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
河川	あてはめ水域数	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	達成水域数	26	22	21	23	25	24	25	24	25	24
	達成率(%)	100	85	81	88	96	92	96	92	96	92
	全国の達成率(%)	77	68	72	74	81	81	82	82	82	85
海域	あてはめ水域数	10	10	11	11	11	11	11	11	11	11
	達成水域数	10	9	10	11	10	10	9	10	10	10
	達成率(%)	100	90	91	100	91	91	82	91	91	91
	全国の達成率(%)	80	79	79	81	75	74	75	75	79	77

出典：徳島県環境白書

②地下水

平成14年度の水質調査（県内39市町村、91地点実施）では、86地点において、地下水の水質汚濁に係る環境基準のすべての項目を達成しています。

③生活排水対策

本県では、生活排水対策として、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)など各種施設の整備が進められています。

本県の汚水処理人口普及率は、平成14年度末で32%と年々向上していますが、全国平均(76%)に比べると低い状況となっています。

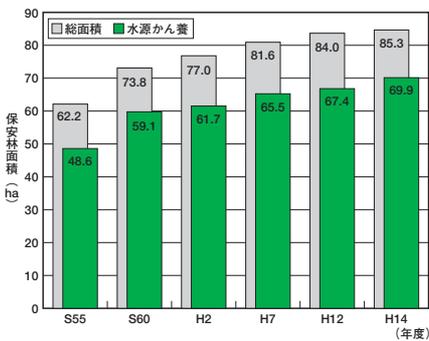


図28 水源かん養保安林の推移
出典：徳島県環境白書

④水利用等

本県の水利用の状況は、上水道取水量がやや微増、農業用水及び工業用水の取水量は増加傾向にあり、工業用水道受給者における工業用水の利用が進んでいますが、工業用水道受水者における回収水の利用は増加傾向にあり、平成15年には82.5%となっています。

また、水資源の確保を目的として水源かん養保安林を県下全域で指定されており、その面積は年々増加しています。



轟の滝（海南町）

(3) 土壌・地盤環境

本県では、公共用水域や地下水の測定結果などから、目立った土壌汚染は確認されていません。

また、本県では、古くから地下水が重要な水資源として多岐にわたって利用されていますが、那賀川、勝浦川、日和佐川の下流域の一部地域で地下水の塩水化が見られるものの、目立った地盤沈下は確認されていません。

(4) 騒音・振動・悪臭等

騒音については、平成14年度の環境基準の達成状況は、一般地域で95.7%となっていますが、道路に面する地域では、一部の測定地点で未達成となっています。

また、平成14年度の騒音・振動・悪臭に関する苦情件数は、騒音42件、振動6件、悪臭112件となっており、騒音は減少傾向、振動は横ばい、悪臭は増減を繰り返しながらほぼ横ばいの状況にあります。

(5) 化学物質等

平成14年度の環境中のダイオキシン類濃度の測定結果では、すべての地点で環境基準に適合しています。

平成13年4月から始まったPRTR制度に基づき把握された化学物質の排出状況を見ると、平成13年度における本県の化学物質排出量は2,100トン(届出事業所分)となっており、届出事業者以外の排出量計測値と合わせ、6,600トンが排出されています。排出量の多い物質としてはトルエン、キシレンなどとなっています。

表10 ダイオキシン類の測定結果

(平成14年度)

	ダイオキシン類濃度(平均値)	環境基準値
大気環境中	0.058	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均値)
公共用水域	底質 5.1	150pg-TEQ/g以下
	水質 0.14	1pg-TEQ/l以下(年平均値)
地下水質中	0.020	1pg-TEQ/l以下(年平均値)
土壌環境中	1.9	1,000pg-TEQ/g以下

出典：徳島県環境白書

(6) 廃棄物・リサイクル

①一般廃棄物

平成13年度における本県の一般廃棄物の排出状況を見ると、総排出量は318,194トン、1人1日あたり一般廃棄物排出量は1,047g/人日となっており、いずれもここ数年は増加傾向が続いています。ただし、現在のところ、1人1日あたり一般廃棄物排出量は全国平均を下回っています。

また、一般廃棄物のリサイクル率については、年々向上しており、平成13年度は14.8%となるなど、全国と比べてほぼ同レベルの状況となっています。

注)「排出量」＝「計画収集量」＋「直接搬入量」＋「集団回収量」である。

廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」においては、一般廃棄物の排出量を「計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量」と定義している。

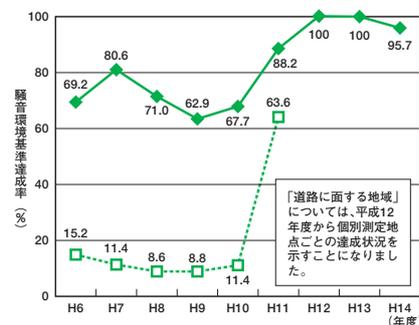


図29 騒音環境基準達成率の推移

出典：徳島県環境白書

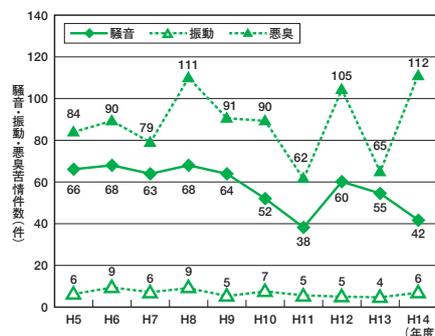


図30 騒音・振動・悪臭苦情件数の推移

出典：徳島県環境白書

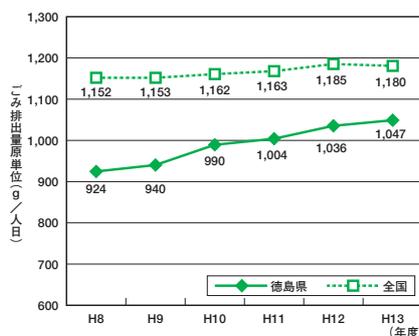


図31 1人1日あたりごみ排出量の推移

出典：徳島県資料

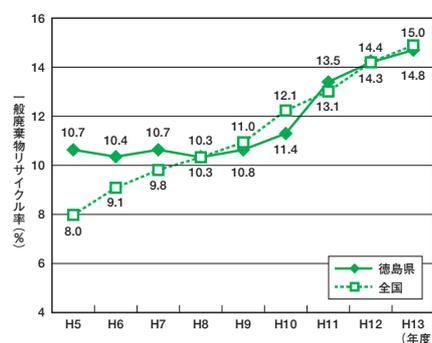


図32 一般廃棄物リサイクル率の推移

出典：徳島県資料

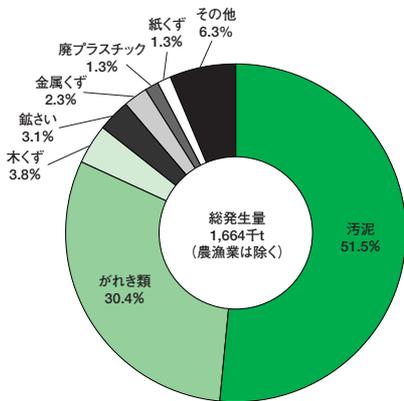


図33 種類別産業廃棄物発生量(平成10年度)
出典：徳島県環境白書

②産業廃棄物

平成10年度の本県の産業廃棄物発生量は2,566千トン(農漁業を含む)となっており、平成4年度に比べて7.7%減少しています。

産業廃棄物の処理状況を見ると、1,047千トン(41%)が中間処理により減量化され、有償物も含めた資源化量は1,228千トン(48%)、最終処分量は227千トン(9%)となっています。

農漁業を除く総発生量(1,664千トン)を種類別にみると、汚泥が856千トン(51.5%)と最も多く、次いでがれき類が506千トン(30.4%)となっており、この2種類で全体の8割強を占めています。

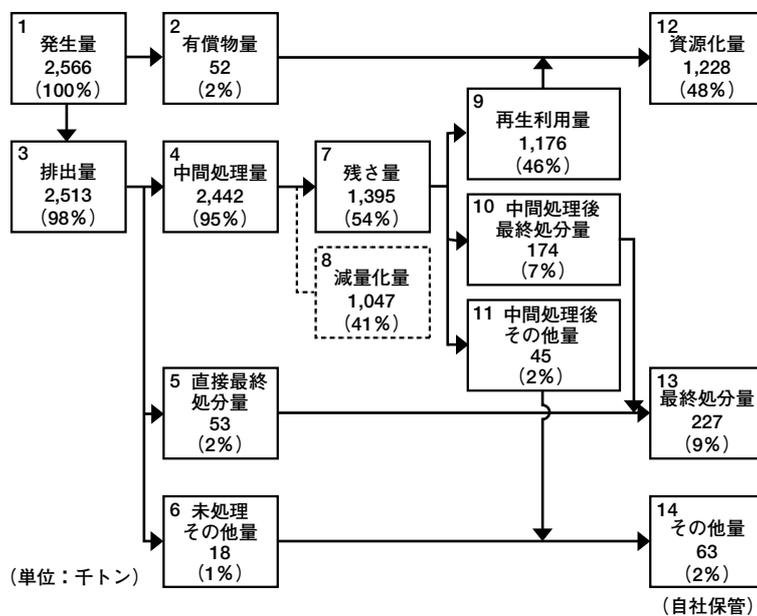


図34 産業廃棄物処理フロー(平成10年度)

出典：徳島県環境白書



阿南リサイクルセンター

5. 地球環境

(1) 地球温暖化

①全国の排出状況

2001年(平成13年)度の主要な温室効果ガスである二酸化炭素の全国の排出量は12億9,900万トン(二酸化炭素換算、以下同じ)、1人あたり排出量は10.21トン/人となっています。前年度からはやや減少しているものの、京都議定書の削減目標の基準年1990年(平成2年)度と比べて、総排出量で5.2%、1人あたり排出量で2.2%の増加となっています。

部門別では、産業部門は減少しているものの、運輸部門、家庭部門では増加傾向が続いています。

②本県の排出状況

2000年(平成12年)度の本県の温室効果ガス排出量は7,274千トン、1人あたり排出量は7.4トン/日となっており、1990年(平成2年)度と比べ総排出量で約11%増加しています。1人あたり排出量は全国に比べると少ないものの、1990年度以降人口は減少傾向にあることから、1人あたりの排出量は増加している状況です。

温室効果ガスの約95%を占める二酸化炭素の排出量を部門別にみると、産業部門が45.5%、次いで民生部門が26.7%、運輸部門が24.0%となっており、この3部門で全体の9割以上を占めている状況です。

(2) オゾン層破壊

全地球的なオゾン全量は、過去20年、長期的に減少傾向にあり、特に高緯度地方でその傾向が強くなっています。そのため、南極では成層圏中のオゾン量が少なくなるオゾンホールが観測され、2000年には過去最大規模のオゾンホールが観測されています。

わが国では、気象庁において、札幌、つくば、鹿児島、那覇及び南鳥島の5地点でオゾン全量の観測が行われており、札幌では減少傾向が確認されています。

(3) 酸性雨

環境省において、1988年(昭和63年)度から5ヵ年ごとに、全国で酸性雨調査が行われています。第3次調査(1993~1997年度(平成4~9年度))における全調査地点年平均pHは4.8~4.9では、森林被害等が報告されている欧米とほぼ同程度の酸性雨が継続的に観測されています。

本県では、徳島市、阿南市、石井町、鷲敷町の4地点で酸性雨調査を行っています。年平均pHは4.4~4.5と全国平均に比べてやや酸性度が高くなっています。

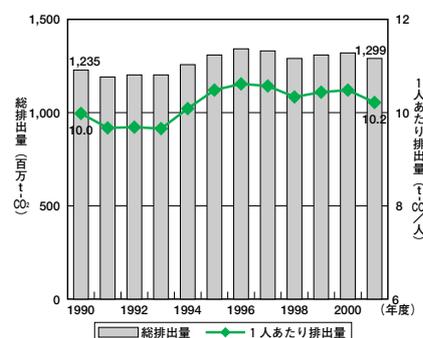


図35 わが国の二酸化炭素排出量の推移
出典：徳島県環境白書

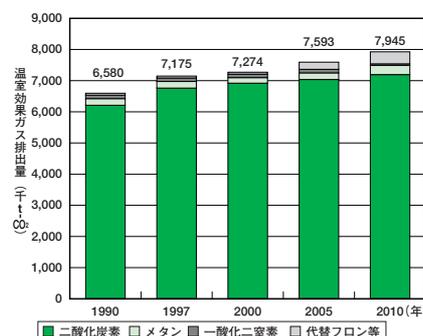


図36 本県の温室効果ガス排出量の推移と予測
出典：徳島県環境白書

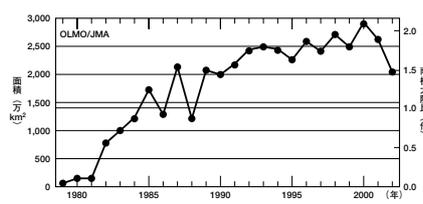


図37 オゾンホールの推移
出典：環境省資料

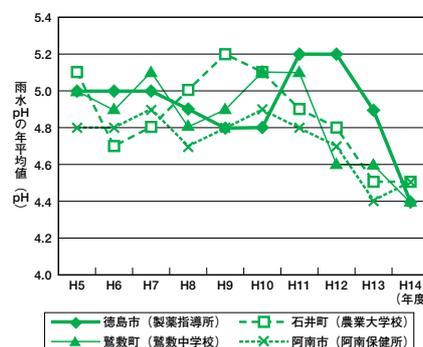


図38 雨水pHの推移
出典：徳島県環境白書

6. 環境保全行動

(1) 環境教育・環境学習

学校教育の場では、研究指定校制度を通じた環境教育の実践と普及や総合学習の時間を活用した環境学習などの推進が図られています。また、教員の指導力向上を図るため環境教育講座を開催しています。

社会教育の場では、「徳島環境入門講座」など、環境教育・環境学習に関連した各種講座を開催しているほか、環境学習プログラムや教材を提供するなど、県民の環境学習機会の提供や支援を行っています。

また、環境月間や「環境フェア」など環境問題の普及啓発や、「緑の少年隊」や「水生生物による水質調査」など、県民参加型の環境教育・環境学習も行っています。そのほか、環境省が進める「こどもエコクラブ」も県内で31クラブ、536人が登録・活動（平成14年度）しているほか、県民や事業者の学習や活動への環境アドバイザーの派遣などを行っています。

(2) 環境保全行動

県内でも環境NGOなどの環境活動団体により、地域における自主的な環境改善活動や環境学習などが行われており、環境に関する活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)も、平成15年度末現在で22団体が登録されています。

事業活動においては、自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減する自主的な取組として、環境マネジメントの国際的な規格であるISO14001の認証を取得する事業者が増えており、県内でも平成15年11月現在で85の事業者が認証を受けています。

市町村では、地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(実行計画)」を48市町村が策定しているほか、2町でISO14001の認証を取得しています。

県では、自らの事務・事業による環境への負荷を低減するための具体的な取組や目標などを定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を推進しているほか、平成12年2月に本庁舎を対象にISO14001の認証を取得し、平成15年には35出先機関に認証範囲を拡大しています。

本県では、県民、事業者、行政のパートナーシップによる取組として、平成12年に「とくしま環境県民会議」が設立されています。また、平成11年度からは、全国に先駆けて、県内の道路や河川で住民自らが環境美化などに取り組み「アドプト・プログラム」を導入し、平成15年12月末現在で410団体、29,708人が参加しています。

また、人材育成の面では、環境カウンセラーが本県で21名登録されているほか、321名（平成14年度末）のグラウンドワークリーダーが養成されています。

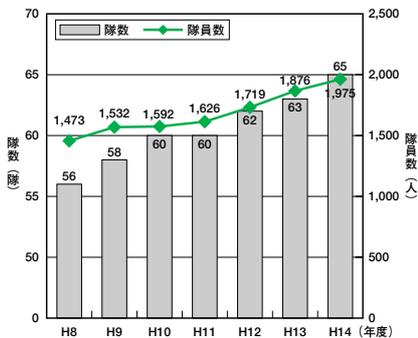


図39 緑の少年隊の推移

出典：徳島県環境白書

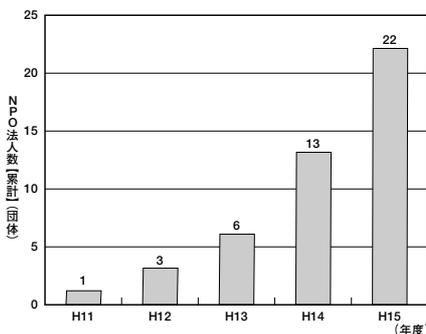


図40 環境関連NPO法人の推移

出典：徳島県資料

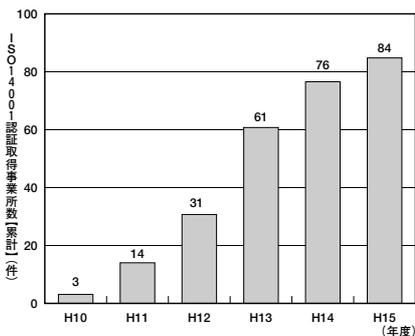


図41 ISO14001認証取得の推移

出典：徳島県資料

表11 アドプト・プログラム実施状況

(平成15年12月末現在)

場所	団体数	登録人数(人)	コーディネーター
吉野川	122	15,625	吉野川交流推進会議
那賀川	34	2,265	アドプトネットワーク那賀川
県道	57	1,711	徳島県県土整備部 道路保全課
県管理河川	58	3,485	〃 河川課
海岸	3	630	〃 港湾課
公園	1	280	〃 都市計画課
国道	135	5,712	国土交通省徳島河川国道事務所
合計	410	29,708	

出典：徳島県環境白書

開催日	会議等の名称	主な審議事項等
平成14年11月15日	徳島県環境審議会総会	・ 徳島県環境基本計画（仮称）のあり方について（諮問）
平成14年11月15日	環境政策部会（第1回）	・ 部会における審議の進め方及びスケジュール 等
平成14年12月20日	環境政策部会（第2回）	・ 環境の現況及び課題、県民の環境意識動向 ・ 計画の基本的事項、目指すべき将来の環境像 等
平成15年 1月17日	環境政策部会（第3回）	・ 計画の基本的事項、計画の特色や重点的な取組課題 等
平成15年 2月28日	環境政策部会環境基本 計画小委員会（第1回）	・ 計画の骨格（素案）について （計画の全体構成、施策展開の体系等）
平成15年 3月18日	環境政策部会環境基本 計画小委員会（第2回）	（ 同 上 ）
平成15年 3月27日	環境政策部会（第4回）	・ 計画の骨格（案）について
平成15年 8月 7日	環境政策部会（第5回）	・ 計画のあり方に関する中間的な整理（素案） ・ 県民意見の募集等の実施
平成15年 8月27日	徳島県環境審議会総会	・ 計画のあり方に関する中間的な整理（案）について
平成15年 9月17日 ～10月14日	県民意見の募集の実施	【 計画のあり方に関する中間的な整理について 】
平成15年 9月25日 ～ 9月30日	市町村との意見交換会	【 計画のあり方に関する中間的な整理について 】 （東部、南部、西部の県内3ブロックで実施）
平成15年11月13日	環境政策部会（第6回）	・ 計画に盛り込むべき主要環境施策及び環境指標の導入可能性 ・ 計画の推進と点検評価の考え方 等
平成15年12月19日	徳島県環境審議会総会	・ 計画のあり方に関する部会報告（最終案）について
平成16年 1月15日	答申の実施	・ 徳島県環境基本計画（仮称）のあり方について（答申）
平成16年 3月31日	計画の決定・公表	・ 徳島県環境基本計画の決定・公表

資料3 県民意見の反映等

(1) 県民の環境意識動向に関するアンケート調査の実施

実施時期	平成14年7月
対象件数	①県民 1,500件 (回収数 626件 / 41.7%) ②中高生 500件 (回収数 500件 / 100.0%) ③事業者 500件 (回収数 218件 / 43.6%)
抽出方法	①県民…層化2段階無作為抽出法 (県民世論調査に準拠) ②中高生…広域市町村圏の人口比をもとに調査対象校等を指定 ③事業者…事業所・企業統計調査から業種別・規模別構成に応じて無作為抽出

(2) 県民意見の募集 (パブリックコメント) の結果

実施時期	平成15年9月17日～10月14日 (約1ヶ月間)				
実施主体	県環境審議会 / 徳島県				
意見総数	提出者数43人 / 提出意見数175件				
検討結果			対応状況		
	区分	意見数	反映等	反映困難	その他
	(1) 計画策定の考え方に関する意見	1	1		
	(2) 長期的目標に関する意見	4	4		
	(3) 施策展開の方向に関する意見	120	103	3	14
	① 重点プログラムに関する意見	11	9		2
	② 具体的な環境施策等に関する意見	109	94	3	12
	(4) 計画の進行管理に関する意見	7	7		
	小計 (1)～(4)	132	115	3	14
	(5) その他の意見 (感想等)	43			
	合計	175	115	3	14
<p>(注1) 上記のうち、(5)のその他の意見 (感想等) を除く (1)～(4)の意見について、計画の反映について検討しました。</p> <p>(注2) 「対応状況」のうちの「反映等」は、「反映済」、「反映」、「一部反映」及び「趣旨反映」の総数です。</p>					

資料4 徳島県環境審議会委員

(1号委員：学識経験者)

[50音順、敬称略、以下同じ]

氏名	職名	備考
井口利枝子	とくしま自然観察の会世話人	
池田早苗	徳島文理大学教授	○
平山晃千	(社) 徳島県建設業協会会長	※池田前委員の辞職に伴い平成15年6月1日に就任
岩崎正夫	徳島大学名誉教授	
大西仁	(社) 徳島県猟友会会長	
奥村清	徳島文理大学教授	
中央子	特定非営利活動法人 徳島県消費者協会常務理事	※片山前委員の辞職に伴い平成15年7月20日に就任
鎌田磨人	徳島大学助教授	◎
喜多知子	徳島文理大学教授	
際田弘志	徳島大学薬学部長	※長尾前委員の辞職に伴い平成15年1月16日に就任
近藤光男	徳島大学大学院教授	◎ (環境政策部会長職務代理者)
坂田雄幸	(社) 徳島新聞社理事社長	
篠崎佐千代	とくしまフォレストレディの会副会長	
杉本直樹	(社) とくしま森とみどりの会副理事	
鈴江襄治	徳島県医師会会長	○
住村裕子	徳島県漁協婦人部連合会会長	
瀬尾規子	薬剤師 (公募)	○
曾良寛武	日本野鳥の会徳島県支部長	◎
塚谷博昭	徳島大学名誉教授	
寺戸恒夫	阿南工業高等専門学校名誉教授	
中村英雄	特定非営利活動法人新町川を守る会理事長	◎
原谷明	(社) 徳島県薬剤師会会長	
藤岡幹恭	徳島文理大学総合政策学部長	◎ (副会長・環境政策部会長)
藤村知己	徳島大学教授	○ (副会長)
貞山真理	四国大学教授	◎
竹内久	徳島県獣医師会会長	○ ※水野前委員の辞職に伴い平成15年6月1日に就任
三好保	徳島大学名誉教授	(会長)
本久ミドリ	徳島県商工会議所女性会連合会会長	
森本初代	主婦 (公募)	○
山内美登利	日本湿地ネットワーク運営委員	
山城弘司	(社) 徳島県産業廃棄物処理協会会長	
山根和美	連合徳島女性委員会委員	○
吉田フクエ	J A 徳島女性組織協議会会長	

(2号委員：市町村長)

氏名	職名	備考
小池正勝	県市長会会長	○
安友清	県町村会会長	○ ※佐藤前委員の辞職に伴い平成15年6月13日に就任

(3号委員：関係行政機関の職員)

氏名	職名	備考
宮北順一	中国四国農政局農村計画部長	
片平和夫	四国地方整備局企画部長	※坂口前委員の辞職に伴い平成15年7月18日に就任
市原信男	山陽四国地区自然保護事務所長	
萩尾憲三	四国経済産業局環境資源部長	
安富裕二	徳島地方気象台長	

(注) 備考欄中、○及び◎を付した委員は環境政策部会委員 (◎は同部会に設けた環境基本計画小委員会委員〔計6名/委員長は環境政策部会長〕)。

資料5 徳島県環境基本条例

徳島県環境基本条例

平成11年3月25日
徳島県条例第11号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(第9条)

第2節 環境基本計画(第10条)

第3節 環境の保全及び創造のための施策等(第11条—第26条)

第4節 地球環境の保全及び国際協力(第27条・第28条)

第5節 推進体制等の整備等(第29条—第31条)

附則

私たちは、鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をはぐくんできた。

徳島県では、これまで、産業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁、乱開発による自然破壊等の環境問題について、各種の環境の保全のための対策が進められてきている。

しかしながら、近年の大量生産、大量消費及び大量廃棄を基調とする社会経済活動は、私たちの生活に利便性及び物質的な豊かさをもたらす一方で、廃棄物の量の増大等の都市型及び生活型の環境問題の進行並びに多種多様な化学物質による環境問題の発生をもたらし、さらには、地球全体の温暖化等の地球規模の環境問題を引き起こし、人類の存続の基盤である地球の環境までが損なわれるおそれを生じさせている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承する責務を有している。

このため、清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に行われている活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島を実現することに向け、私たちすべてが、共通の認識の下に、相互に協力しながら、事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に取り組むとともに、このような取組を通じて地球環境の保全に貢献する必要がある。

ここに、私たちは、健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民がこの恵沢を享受するとともに人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者の参加及び相互の協力の下に、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が行われるようになることによって、経済の発展との統合を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されるとともに、国際協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(市町村の責務)

- 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市町村は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県及び他の市町村と連携を図るように努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

- 第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

- 第8条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

- 第9条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。
- 1 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - 2 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
 - 3 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。

第2節 環境基本計画

- 第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - 2 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、経済事情の変化、環境の状況の変化等により必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導の措置)

第14条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全及び創造上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第16条 県は、河川、沿岸海域等の水質に対する汚濁の負荷の低減、森林、農地等の水源

をかん養する機能の向上、水辺地等の人と自然との触れ合いの場の確保等を図ることにより、良好な水環境が保全され、及び創造されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 17条 県は、緑豊かな県土が生物の多様性、人と自然との豊かな触れ合い等に寄与していることにかんがみ、森林及び緑地を保全し、並びに緑化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 18条 県は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進等)

第 19条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(事業者が行う環境管理の促進等)

第 20条 県は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の環境管理を行うように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第 21条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により県民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに県民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進等)

第 22条 県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 23条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進並びに市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究開発の実施等)

第24条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究開発の実施並びに研究開発の成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第25条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第26条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民等の意見を反映させるように必要な措置を講ずるものとする。

第4節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全)

第27条 県は、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を積極的に促進するものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力)

第28条 県は、国及び関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全及び海外の地域の環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制等の整備等

(推進体制等の整備)

第29条 県は、その機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第30条 県は、県の区域を越えた広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第31条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する県の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第10条の規定により定められた環境基本計画とみなす。

(徳島県公害防止条例の一部改正)

- 3 徳島県公害防止条例(昭和46年徳島県条例第32号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(徳島県自然環境保全条例の一部改正)

- 4 徳島県自然環境保全条例(昭和47年徳島県条例第43号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

- 5 徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例(昭和63年徳島県条例第12号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

資料 6 環境首都とくしま憲章

地球が苦しんでいます。太陽の光があふれ、豊かな森、清らかな水に恵まれている私たちの郷土・徳島も、環境悪化が進み、ごみであふれそうになっています。

豊かさと便利さを求めて、石油を大量に使い、物を大量につくって消費しつづけた私たちが原因です。この状態にストップをかけなければ、徳島の環境は確実に荒廃し、地球は破滅への道を歩みます。

徳島にいま生きる私たちには、責任があります。地球を救い、この光と水と緑豊かな郷土を、21世紀を生きる子どもたちに、安心して暮らせる社会として引き継がなくてはなりません。

省エネルギー、リサイクル、森づくり……。私たちにできることが、暮らしの中にいっぱいあります。県民・事業者・行政、徳島に住むすべての人たちが、強い意志を持って、地球のために、徳島のために、一歩踏み出しましょう。そして、私たちの徳島を、日本で世界で誇れる「環境首都とくしま」に育てましょう。

「環境首都とくしま」への合言葉

- 1 無駄なエネルギーを一切使わず「地球温暖化にストップ」をかけましょう。
- 2 物を大切に作る知恵で「ごみゼロの社会」を目指しましょう。
- 3 身近な生き物と「共生する楽しさ」を取り戻しましょう。
- 4 私たちの誇りである「清らかな水と豊かな緑」を守りましょう。
- 5 県民みんなが「環境にやさしい暮らし」を心がけましょう。

－「環境首都とくしま」への取り組み（トライ21）－

- 1 無駄なエネルギーを一切使わず「地球温暖化にストップ」をかけましょう。
 - ・こまめに電気製品のスイッチは切り、プラグを抜くなど節電に努めましょう。
 - ・冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定しましょう。
 - ・徒歩や自転車、バスなどの公共交通機関を利用しましょう。
 - ・燃費のよい車を利用し、アイドリングストップなどエコドライブに努めましょう。
 - ・太陽熱温水器・太陽電池など自然エネルギーを利用しましょう。
- 2 物を大切に作る知恵で「ごみゼロの社会」を目指しましょう。
 - ・空き缶やたばこなど、ごみのポイ捨てや不法な投棄・焼却はやめましょう。
 - ・本当に必要な物を買ひ、最後まで大切に使い、再利用を心がけましょう。
 - ・ごみはきちんと分別して、できる限り資源ごみとして出しましょう。
 - ・買い物袋を持参し、過剰包装やレジ袋を断りましょう。
- 3 身近な生き物と「共生する楽しさ」を取り戻しましょう。
 - ・野生生物の生息環境を守りましょう。
 - ・いろいろな生き物とふれあえる環境を育みましょう。
 - ・トンボやメダカ、ホタルのすめる川を増やしましょう。
 - ・農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめ、人と生き物に安心な環境をつくりましょう。
- 4 私たちの誇りである「清らかな水と豊かな緑」を守りましょう。
 - ・私たちが出す生活排水で川や海を汚さないようにしましょう。
 - ・洗たく、洗い物でも環境に配慮した洗剤を適量使いましょう。
 - ・入浴、洗面、トイレなど、あらゆる生活の中で節水を心がけましょう。
 - ・身近な緑を増やし、森づくり、里山づくりで自然とふれあいましょう。

5 県民みんなが「環境にやさしい暮らし」を心がけましょう。

- ・「もったいない」精神を大切にし、自らのエコライフを確立しましょう。
- ・社会の一員として、環境活動やボランティア活動に参加しましょう。
- ・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい製品を使用しましょう。
- ・地場の食材や旬の野菜を食べるようにしましょう。

徳島県環境基本計画
～「環境首都とくしま」を目指して～

平成16年3月策定

発行:徳島県県民環境部環境局環境企画課環境首都推進室
〒770-8570 徳島市万代町1丁目

電 話 088-621-2261

ファクシミリ 088-621-2845

ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp>